

新「定款」の施行に伴う業務取扱要領について

主 旨

平成15年5月27日開催の通常総会において新定款が承認され、同年6月26日付けをもって関東運輸局長の認可を得た。これにより、自動車分解整備事業の認証を有するものは「正会員」として支部所属を原則とし、また、これらの地域支部のほかに、業態支部として「二輪自動車支部」及び「自家工場支部」の組織化を図り、それぞれの会員ニーズに的確に応えらるとともに、よりキメ細かな組織運営をめざすこととなった。もとより入脱会は、個々の会員の自由意志を前提としているが、新定款のもと、会員組織率の低下を来すことがないよう、その真価が問われているという認識をもって対応しなければならない。

については、新定款の施行にあたり、会員サービスの向上を図りつつ、会員、非会員に対する業務取り扱いの適正化、明確化を推進する観点から、下記に基づいてこれを行うこととする。

記

1. 本業務取扱要領にかかる基本認識

- (1) 「公益法人は積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とする」(平成8年9月20日閣議決定の指導監督基準)に基づき、公益事業については、原則として会員、非会員(以下「員外」という)を問わず、その「サービスを楽しむ機会」は同等に提供することとする。
- (2) 「受益と負担」の原則に鑑み、会員と員外との「サービス価格」をそれぞれ設定することとする。
- (3) 賛助会員、特別会員にあつては、正会員と同等な取り扱いを行うこととする。
- (4) 国からの委託業務(自動車整備士技能検定試験の受付等)は、員外を問わず、同質なサービスの提供を行うこととする。
- (5) 商工組合の組合員にあつても振興会の員外については、員外として取り扱うこととする。
- (6) 定款第8条の規定に基づき会員の資格を喪失したものは、員外として取り扱うこととする。

2. 「員外」への主要業務における取扱基準

(1) 認証、指定整備事業にかかる指導、相談業務について

現地確認を伴うものに限りに、それぞれ「手数料」を設定して相談に応ずることとする。

持込み検査用分解整備記録簿、指定整備記録簿、点検整備記録簿、臨時分

解整備記録簿、CNG自動車燃料装置点検整備記録簿、保安基準適合証綴りは、その実費（員外価格）を徴収して交付することとする。

「GOODマークステッカー」は、振興会組織の普及運動であり、その交付管理事務の上から、交付しないこととする。

認証・指定標識（掲出看板）、支局長・局長表彰看板等は、その実費（製作費等の員外価格）を徴収して交付することとする。

排気ガス測定器の精度維持にかかる「出張校正」は、行わないこととする。

申請・変更様式（法令様式）は、員外価格を設定して配布する。

（２）講習・研修の受講、整備士試験の申請受付について

整備士技能講習（二養講習）は、現状の「員外受講料」を踏襲する。ただし、受講資格のあるものに限るものとする。

整備主任者研修、自動車検査員研修、自動車検査員教習、指定整備事業者等講習、CNG自動車点検整備責任者講習等の法令研修（講習）は、「員外価格」（テキスト代）をそれぞれ設定して受付を行うこととする。

各種整備技術研修、軽板金講習、ポリマー講習等は、「員外受講料」をそれぞれ設定して受付を行うこととする。

整備士技能検定試験、整備士認定学科試験の申請は、員外を問わず受付を行うこととする。

（３）その他

「整備inTOKYO」（会報）、「いんぷおめーしょん」は、「年間購読料」（送料込み）を設定して希望するものに有料配布する。

車検予約は、「員外手数料」（員外予約券）を設定して受付を行う。

「整備保証書」、「整備保証看板」は、員外価格を設定して配布する。

本年度下期稼働予定の新統合システム導入に伴う「会員ICカード」は、交付対象としない。

3. 認証、指定相談業務

相談業務の種類（現地指導を伴うもの）	会員	員外
新規認証申請	10,500円	21,000円
認証変更（移転、面積変更等）	無料	10,500円
新規指定申請	31,500円	105,000円
指定廃止新規	10,500円	21,000円
指定変更（移転、完成検査場の変更等）	無料	10,500円

4. 車両法等関係法令に基づく申請・届出様式類の頒布価格(サービス価格)

用紙類の種類	会員	員外
認証・指定申請・変更関係様式	100円～1000円(ネット上は無料)	210円～2100円 (ネット上の配布不可)
保安基準適合証綴	2000円(会費)×50台+1,500円(用紙代)	12,600円
持込み検査用分解整備記録簿	3000円(用紙代)	5200円(用紙代)
指定整備記録簿(事業用・自家用貨物・自家用乗用・二輪車用)	730円	1,470円
(コンピュータ用)	750円	1,470円
定期点検整備記録簿(事業用)	210円	420円
(自家用乗用・自家用貨物・二輪)	170円	310円
(自家用乗用一冊30台)	450円	940円
臨時分解整備記録簿	420円	840円
CNG点検整備記録簿	525円	1,050円
認証標識(看板)	4,000円	8,400円
指定標識(看板)	6,000円	10,500円
限定認証標識(看板の長さ80cm未満)	12,000円	21,000円
(看板の長さ80cm以上)	13,000円	24,150円
支局長表彰看板	7,200円	12,600円
局長表彰看板	7,200円	12,600円
振興会会員証標板(認証番号標板)	無料(新規入) 750円(支部移転等)	(対象外)
定期点検済ステッカー(ダイヤル・ステッカー)	50円	150円
GOODマーク・ステッカー	25円	頒布不可
持ち込み車検予約券	2000円(会費)×10台 +735円(10台分の用紙代) 現金の場合1台105円	210円(1台分現金)

5. 教育関係の受付及び受講料(サービス価格)

研修・講習の種類	会員	員外
整備士検定試験(申請受付)	員外を問わず受付	

認定学科試験（申請受付）	員外を問わず受付	
二養講習 2 か（受講料）	76,000円	115,500円
2 ち（受講料）	76,500円	115,500円
3 し（受講料）	55,500円	84,000円
3 か（受講料）	54,500円	82,950円
3 に（受講料）	54,000円	82,950円
3 基（受講料）	27,500円	42,000円
小型一級（受講料）	116,500円	177,450円
電気装置（120時間）	77,000円	113,400円
車体	74,500円	109,200円
特別受験対策講座	24,000円	（受講対象外）
各種オリジナル技術研修）	（実費）	（受講対象外）

6. 法令研修・講習の受付及び受講料(サービス価格)

研修・講習の種類	会員	員外
整備主任者法令学科研修	3,200円	4,410円
整備主任者技術研修	6,000円	9,450円
自動車検査員研修	3,100円	4,200円
指定整備事業者等講習	3,100円	4,200円
初任自動車検査員講習	3,100円	4,200円
軽板金講習	5,000円	7,350円
ポリマー講習	4,000円	6,300円
CNG講習	8,000円	15,750円

7. その他主要業務のサービス価格

業務の種類	会員	員外
会報の購読	無料（会費に含む）	年間 9,600円（送料込）
排気ガス測定器の校正サービス	7,800円 ~ 9,500円	サービス対象外
整備士手帳（送料込み）	890円	890円
整備主任者標板	1,050円	2,100円

自動車検査員標板	1,050円	2,100円
2級・3級 整備士標板	1,050円	2,100円
指定工場用保安基準ポスター	1,000円	2,100円
指定事業者等講習終了証	500円	850円
指定工場用 ゴム印セット	15,100円	31,500円
数字セット	13,800円	26,250円
不正改造車排除看板	3,100円	5,500円
整備保証(室内用看板)	1,700円	3,150円
(屋外用看板)	3,650円	6,820円
整備保証書	260円	520円
会員ICカードの交付(交付の有無) カード料金)	有 1,000円/枚	無(対象外)
商工組合 購販商品 BPオイル、検査機器・作業服・作業靴等	組合員価格の10%増~	
車検整備料金「領収書」	200円	領布不可
車検諸費用計算書	350円	領布不可
同コンピュータ用	350円	領布不可
概算見積書	500円	750円
概算見積書(日整連出版)	500円	750円
OCRシート(5号 50枚)	1,250円	1,500円
作業伝票(大)	600円	900円
作業伝票(小)	450円	700円
ダイレクトメール(100枚)	1,000円	1,500円
保適カバー(100枚)	1,050円	1,600円

【注】上記領布価格は「税込み」とする。

8. 施行日

平成15年7月1日から実施する。ただし、旧定款第5条の1号会員は、平成16年9月30日までに「正会員」として地域支部または業態支部加入するものとみなし、当該期日までは会員としての取り扱いを行うこととする。

(以上)

参 考

「員外」価格設定にかかる考察

振興会の運営は、基本的に「会費収入」と「事業収入」で賄われている。収入合計(15年度予算)は、「会費収入 42.5%」(476,616千円)、「事業収入 57.5%」(644,167千円)の割合となっている(事業外収入を除く)。

これらを根拠に、「員外価格」を設定する場合、二通りの方法が考えられる。

仮にいま、会費収入をゼロとした場合、事業収入は、「1.7倍」の金額が必要ということになる。すなわち、会費収入がなければ、事業収入は「1.7倍」の金額が必要ということなる。この結果、会費を支払っていない「員外価格」は、会員価格の「1.7倍」に設定できることになる。

しかしながら、「事業収入」の中にあっても、重量税印紙・検査登録印紙の売り捌き手数料等については、「員外価格」を設定することはできない(事業収入のうち、員外価格を設定できない割合は22%)。この場合、会費収入の2.2倍の事業収入を確保しなければならないことになる。したがって、「員外価格」は、会員価格の「2.24倍」に設定できることになる。